



議案第三十五号

町道吉尾本線改良工事請負契約の締結についての議決の一部  
変更について

次のとおり町道吉尾本線改良工事請負契約の締結についての議決（昭和五十五年二月二十五日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十五年三月十四日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十五年三月十四日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

五 工事完成期日中「昭和五十五年三月二十五日」を「昭和五十五年八月三十一日」に改める。